

【EU】財政規律確保のための条約策定の動きと欧州議会の対応

海外立法情報調査室・矢部 明宏

* 2012年1月30日の欧州理事会で、財政規律確保のための新条約草案について合意が成立した。新条約策定に関する様々な動きの中で、欧州議会は、同年1月18日、条約策定に疑問を表明する決議を採択したが、欧州理事会の合意を受け、2月1日に新たな決議を採択した。

財政規律確保のための条約策定の動き

欧州各国の債務危機に対処するための一つの方法として、2011年12月9日の欧州理事会（首脳会議）において、加盟国の財政規律の確保のための条約を締結することが合意された。当初は、すべてのEU加盟国が参加するEUの基本条約の改正が目指されたが、イギリスの反対により、基本条約とは別の条約を締結することとなったものである。その後、欧州理事会議長の下で専門家が作成した案を基に、関係国、欧州委員会及び欧州議会の代表から成る作業グループが条約草案の作成作業を行ってきた。その一方、EU関係者の中からは、新条約の締結が債務危機解消のための有効な手段となるかどうか、既存のEU法との両立が可能かどうか等について、批判的な意見も出されていた。

欧州議会の決議

条約の策定に関して、欧州議会は、2012年1月18日、次の内容の決議（注1）を採択した。

- ・ 多国間条約の必要性に対する疑問を表明する。条約の主要な目的は、EU法を通じてより効果的に達成することができる。
- ・ 特に、次の事項を要請する。
 - －新条約の条約規定に対するEU法の優位性を明確にすること。
 - －新条約を実施するすべての措置は、EU基本条約上の手続を考慮すること。
 - －新条約は、EU法に合致しなければならないこと。
 - －新条約の全締約国は、ユーロ圏首脳会議に参加する共通の権利を有すること。
 - －経済ガバナンスへの欧州議会の参加を強化し、民主的説明責任を尊重すること。
 - －締約国が5年以内に新条約の内容をEU条約に統合するため必要な措置をとることを拘束力のある方法で新条約に規定すること。
- ・ EUには、安定性と持続的な成長の両面が必要であることを改めて要請する。財政規律は、持続的な成長の基礎ではあるが、それだけでは経済の回復をもたらすものではなく、新条約は、欧州の指導者が上記両面についての強力な行動をとるという明確な意思を示すものでなければならないと信じる。
- ・ 金融危機に対処する他の多国間協定と同様な機構的、法的、政治的側面が関係する

ことを強調し、これらと同様に欧州議会が交渉過程に参加できることを要請する。

- ・ 新条約の最終草案が EU 法に合致しない場合は、EU 法及び EU 機関の役割を保護するためにすべての政治的及び法的手段を用いる権利を留保する。

欧州理事会における合意と欧州議会の反応

2012 年 1 月 30 日の欧州理事会で合意された新条約（「経済通貨同盟の安定、調整及びガバナンスに関する条約」）草案（注 2）の主な内容は、次のとおりである。

- ・ 締約国は、財政収支を均衡又は黒字にするため、各国の中期財政目標において、単年度の財政赤字を国内総生産（GDP）の 0.5%以下にする。締約国が管理できない外部の問題等が発生した場合には、一時的にこの基準に従わないことができる。中期財政目標からの重大な逸脱があった場合は、自動的に是正措置が発動される。
- ・ 締約国は、条約発効から 1 年以内に、憲法又は予算過程において遵守され拘束力及び恒久性を有する法規で財政規律について定める。締約国がこれを怠る場合は、他の締約国は、欧州司法裁判所（ECJ）に訴えることができる。ECJ の判決は拘束的で、訴えられた締約国は、ECJ が定める期間内に遵守措置をとらなければならない、判決に従わない場合は、GDP の 0.1%以下の制裁金が科せられる。
- ・ 政府債務が GDP の 60%を超える締約国は、これを毎年 20 分の 1 削減する。
- ・ ユーロ圏首脳会議は少なくとも年 2 回開催され、ユーロ圏以外の締約国もこれに参加する。欧州議会議長は、意見を述べるため首脳会議に出席することができる。
- ・ 条約は、ユーロ加盟国である 12 の締約国が批准書を寄託することを条件に 2013 年 1 月 1 日又はユーロ加盟国である締約国の 12 か国目が批准書を寄託した場合にあっては寄託の翌月のいずれか早い時に発効する。
- ・ この条約と EU の基本条約との一体化を図るため、発効から 5 年以内に必要な措置を講ずる。

欧州理事会の合意を受けて、欧州議会は、2012 年 2 月 1 日、新たな決議を採択した。この中で欧州議会は、先の決議に含まれる欧州議会のいくつかの提案が最終草案に反映されたと認めつつ、経済回復のために財政の安定だけでなく持続的な成長と雇用のための確固とした措置が必要であるとし、また、新条約と EU 基本条約との二重の基準が解消されていないことを指摘している。新条約は、同年 3 月に開催される欧州理事会において、イギリスとチェコを除く 25 か国により署名される予定である。

注（インターネット情報は 2012 年 2 月 3 日現在である。）

(1) "European Parliament resolution of 18 January 2012 on the European Council of 8-9 December 2011 (2011/2546(RSP))" <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&language=EN&reference=P7-TA-2012-0002>>

(2) "Treaty on Stability, Coordination and Governance in the Economic and Monetary Union" <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=DOC/12/2&language=EN>>